

審議会等に係る規定について

審議会等の名称	設置及び所掌事務	組織(委員)	選任	招集	定足数・議事	会議の公開	議事録
社会保障審議会	厚生労働省設置法	政令	政令	運営規則	政令	運営規則	運営規則
厚生科学審議会	厚生労働省設置法	政令	政令	運営規則	政令	運営規則	運営規則
労働政策審議会	厚生労働省設置法	政令	政令	運営規則	政令	運営規則	運営規則
医道審議会	厚生労働省設置法	政令	政令	なし	政令	なし	なし
薬事・食品衛生審議会	厚生労働省設置法	政令	政令	なし	政令	なし	審議会規程
中央最低賃金審議会	最低賃金法	法・政令	法・政令	政令	政令	運営規則	運営規則
中央社会保険医療協議会	社会保険医療協議会法	法	法	法	議事規則	議事規則	議事規則
中央労働委員会	国家行政組織法・労働組合法	法	法	法	法	法	—

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

社会保障審議会
 厚生科学審議会
 労働政策審議会
 医道審議会
 薬事・食品衛生審議会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

独立行政法人評価委員会
 中央最低賃金審議会
 労働保険審査会
 中央社会保険医療協議会
 社会保険審査会

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 四 医療法、児童福祉法、社会福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、介護保険法、介護保険法施行法、健康保険法、船員保険法、健康保険法等の一部を改正する法律、厚生年金保険法及び国民年金法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（厚生科学審議会）

第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項
 - ロ 公衆衛生に関する重要事項
- 二 前号ロに掲げる重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
- 三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

- 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法及び環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。
 - 四 労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、労働安全衛生法、労働災害防止団体法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、勤労者財産形成促進法、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律、地域雇用開発促進法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、港湾労働法、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、林業労働力の確保の促進に関する法律、雇用保険法、職業能力開発促進法、勤労青少年福祉法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、労働政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他労働政策審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(医道審議会)

- 第十条 医道審議会は、医療法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法、看護師等の人材確保の促進に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、死体解剖保存法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 前項に定めるもののほか、医道審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他医道審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(薬事・食品衛生審議会)

- 第十一条 薬事・食品衛生審議会は、薬事法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、毒物及び劇物取締法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 前項に定めるもののほか、薬事・食品衛生審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他薬事・食品衛生審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

4

(中央最低賃金審議会)

第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法及び労働組合法の定めるところによる。

(中央社会保険医療協議会)

第十四条 中央社会保険医療協議会については、社会保険医療協議会法及び老人保健法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）**（組織）**

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（雑則）

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）

（組織）

第一条 厚生科学審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）**（所掌事務）**

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

- 2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（議事）

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）

（組織）

- 第一条 医道審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

- 第二条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 一 社団法人日本医師会の長
 - 二 社団法人日本歯科医師会の長
 - 三 学識経験のある者
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（議事）

- 第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

- 第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）**（所掌事務）**

第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（議事）

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（雑則）

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）**（設置）**

第二十六条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第二十七条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（組織）

第二十八条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（委員）

第二十九条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

（政令への委任）

第三十二条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）**（組織）**

第二条 中央最低賃金審議会の委員の数は、十八人とする。

（委員の推薦）

第三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第八条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）

（設置）

- 第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。
- 2 各地方社会保険事務局に、地方社会保険医療協議会（以下「地方協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

- 第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。
- 一 健康保険法第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項
 - 二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項
 - 三 健康保険法第六十三条第二項の規定による定め、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

（組織）

- 第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。
- 一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 八人
 - 二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 八人
 - 三 公益を代表する委員 四人
- 2 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。
- 3 委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。
- 4 第一項第一号及び第二号の委員の任命は、各関係団体の推薦によるものとする。
- 5 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。

第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

（雑則）

第八条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、中央協議会又は厚生労働省令で定める基準に従い地方協議会が定める。

中央社会保険医療協議会議事規則

(協議会の招集)

第1条 会長は、社会保険医療協議会法（以下「法」という。）第7条第2項に定める場合のほか、厚生労働大臣の求めがあつたとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、中央社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）を招集するものとする。

(定足数)

第4条 協議会は、法第3条第1項各号の委員ごとに、それぞれその3分の1以上が出席し、かつ、その出席委員が同条第1項の委員の半数以上でなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

(議事)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、協議会にはかつて、会議を非公開とすることができる。

(採決)

第8条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣しなければならない。

第9条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第12条の2 協議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第13条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会並びに部会及び小委員会の議事運営並びに高度先進医療専門家会議、薬価算定組織及び保険医療材料専門組織に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）

（中央労働委員会）

第十九条の二 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央労働委員会を置く。

- 2 中央労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、及び労働関係の公正な調整を図ることを任務とする。
- 3 中央労働委員会は、前項の任務を達成するため、第五条、第十一条、第十八条及び第二十六条の規定による事務、不当労働行為事件の審査等（第七条、次節及び第三節の規定による事件の処理をいう。以下同じ。）に関する事務、労働争議のあつせん、調停及び仲裁に関する事務並びに労働関係調整法第三十五条の二及び第三十五条の三の規定による事務その他法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき中央労働委員会に属させられた事務をつかさどる。

（中央労働委員会の委員の任命等）

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

- 2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人、国有林野事業を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人職員、国有林野事業職員又は日本郵政公社職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 3 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから、公益委員を任命することができる。
- 4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその公益委員を罷免しなければならない。

（労働委員会の権限）

第二十条 労働委員会は、第五条、第十一条及び第十八条の規定によるもののほか、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

（会議）

第二十一条 労働委員会は、公益上必要があると認めたときは、その会議を公開することができる。

- 2 労働委員会の会議は、会長が招集する。
- 3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。